

2015年10月1日以降始期契約用

立ちどまらない保険。

MS&AD

三井住友海上

海外旅行保険をご契約いただくお客さまへ

重要事項のご説明

※保険申込書への署名または記名・押印は、この書面の受領確認を兼ねています。

この書面では、海外旅行保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた**普通保険約款・特約**によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「海外旅行保険サービスガイド(約款)」等でご確認ください。「海外旅行保険サービスガイド(約款)」は、ご契約後、保険証券^(注)とともにお届けします。事前に必要な場合は取扱代理店または当社にご請求ください。



このマークに記載の事項は、「海外旅行保険サービスガイド(約款)」に記載されています。

(注) 保険契約証を発行している場合は「保険契約証」と読み替えます。以下同様とします。
※ご契約の手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。

- ▶ **保険契約者と被保険者**が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。
- ▶ この書面は、ご契約後も保管ください。
- ▶ ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

用語のご説明

「海外旅行保険サービスガイド(約款)」にも「用語のご説明」が記載されており、ご確認ください。

保険期間、始期日、満期日、治療、入院、後遺障害

約款	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
補償の対象者等	保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	被保険者	補償の対象となる方または補償を受ける方をいい、保険証券記載の被保険者をいいます。
保険金	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される傷害または損害等が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、当社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
保険料	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
その他	危険	傷害、損失または損害等の発生の可能性をいいます。
	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
	親族	6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。具体的には海外旅行保険、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
	旅行行程	保険証券記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に到着するまでの旅行行程をいいます。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

1



この事項については、「海外旅行保険サービスガイド(約款)」をご確認ください。
[水色の文字]の用語については、上記 **用語のご説明** をご確認ください。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み

契約概要

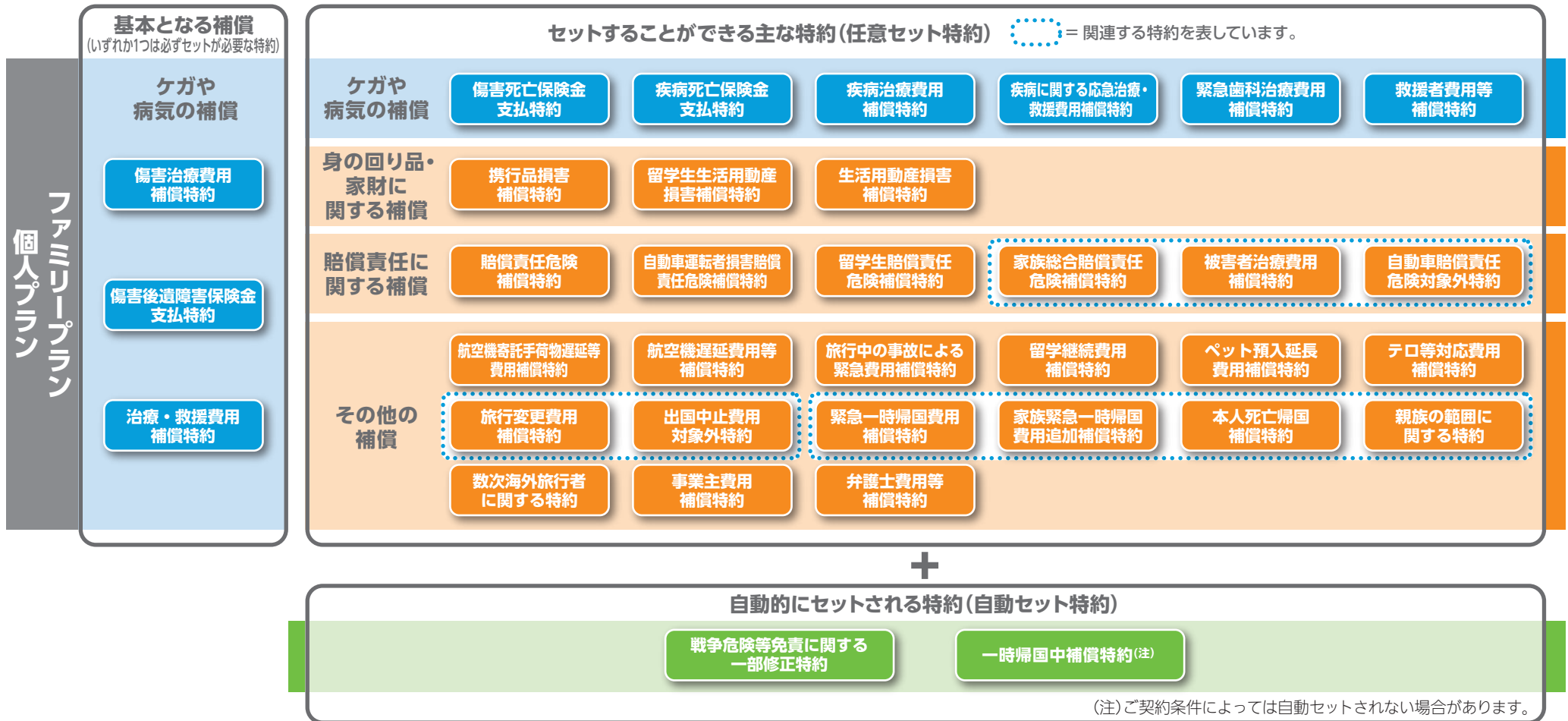
この「重要事項のご説明」では、海外旅行保険について説明しています。

この保険は、被保険者が海外旅行中に事故によりケガをされた場合や病気になられた場合(注)に**保険金**をお支払いします。

(注) 海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの間かつ保険証券に記載された保険期間(以下「責任期間」といいます。)中のケガ・病気等を補償します。

海外に永住される方や帰国予定のない方のお引受はできませんのでご注意ください。

基本となる補償、セットすることができる主な特約(任意セット特約)、自動的にセットされる特約(自動セット特約)は次のとおりです。



契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

各プランにおける基本となる補償の被保険者の範囲は、以下のとおりです。
 ※同居・別居の別や続柄は、保険契約締結時のものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。保険契約締結時に本人以外の被保険者が下記①～③に該当しなかった場合には、お支払いする保険金が削減されることがあります。

プラン	被保険者の範囲
個人プラン	保険申込書の「被保険者」欄に記載の方。
ファミリープラン (家族旅行特約セット)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険申込書の「被保険者ご本人」欄に記載の方（以下「本人」といいます。） ●保険申込書の「被保険者ご家族」欄に記載の方^(注)。

(注)本人と一緒に旅行される次の方に限ります。

- ①本人の**配偶者**(新婚旅行後に婚姻の届出を予定している方を含みます。)
- ②本人または配偶者と同居の**親族**
- ③本人または配偶者と別居の**未婚**の子

賠償責任危険補償特約における被保険者の範囲は次のとおりです。

●上表の個人プラン、ファミリープランそれぞれの被保険者の方。ただし、被保険者が責任無能力者の場合には、その親権者等を被保険者とします。

(2) 基本となる補償等


① 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。保険金の種類は複数のパターンで組み合わせることが可能です。また、保険金をお支払いする場合およびお支払いしない主な場合は次のとおりです。

詳しくは**普通保険約款・特約**をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害治療費用 保険金 	事故によるケガのため治療を受けた場合、被保険者が実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ ●自殺行為によるケガ ●無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転中のケガ
傷害後遺障害 保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。ただし、保険期間を通じて合算し、傷害後遺障害保険金額が限度となります。	<ul style="list-style-type: none"> ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
		<ul style="list-style-type: none"> ●戦争、その他の変乱によるケガ(テロ行為によるケガは、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) <p>など</p> <p>※ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガは、あらかじめ所定の割増保険料を払込みいただかないと、保険金が削減される場合があります。</p> <p>※自動車競争選手等の危険な職業に従事中のケガについては、あらかじめ所定の割増保険料が必要となります。</p>

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

3

 の事項については、「海外旅行保険サービスガイド(約款)」をご確認ください。
 [水色の文字]の用語については、①ページの **用語のご説明** をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
治療・ 救援費用 保険金	<治療費用に関するもの> (1) 次の場合に、被保険者が実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。ただし、①については事故の発生日から、②③については治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用に限り(入院時の身の回り品購入費や旅行行程復帰費用等を除きます。) ①事故によるケガのため治療を受けた場合 ②責任期間開始後に発病した病気のため、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始した場合(注) ③責任期間中に感染した所定の感染症のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を受けた場合(注)責任期間終了後に発病した病気については、原因が責任期間中に発生したものに限り。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ・病気等(注) ●自殺行為(注)によるケガ ●無資格運転・酒気帯び運転(注)または麻薬等を使用しての運転中の事故によるケガ・病気等 ●妊娠、出産、早産または流産による病気(「保険金をお支払いする場合」の(1)②および③の場合) ●歯科疾病(「保険金をお支払いする場合」の(1)②および③の場合) ●戦争、その他の変乱によるケガ・病気等(テロ行為によるケガ・病気等は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)
	<救援費用に関するもの> (2) 次の場合に、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が実際に負担した親族のかけつけ費用等で社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。 ①事故によるケガまたは自殺行為のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②事故によるケガまたは責任期間中に発病した病気のため、続けて3日以上入院した場合 ③責任期間中に病気または妊娠、出産、早産、流産が原因で死亡した場合 ④責任期間中に発病した病気のため、責任期間中に治療を開始し、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合 ⑤被保険者が搭乗している航空機・船舶の行方不明もしくは遭難した場合、または山岳登山中に遭難した場合	(注)「保険金をお支払いする場合」の(2)については、死亡した場合には保険金をお支払いする場合があります。 ※ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ(「保険金をお支払いする場合」の(1)②③については、ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山中の高山病)は、あらかじめ所定の割増保険料を払込みいただかないと、保険金が削減される場合があります(「保険金をお支払いする場合」の(2)については、死亡した場合は保険金を削減しません。)。



保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
	⑥責任期間中の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合	※自動車競争選手等の危険な職業に従事中的ケガについては、あらかじめ所定の割増保険料が必要となります。

② 主な特約の概要 契約概要

特約には、次の2種類があります。

- ご契約時のお申出にかかわらず、すべての契約に自動的にセットされる特約(自動セット特約)
- ご契約時にお申出があり、当社が引き受ける場合にセットされる特約(任意セット特約)

任意セット 特約	賠償責任 危険補償特約	事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりなくしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額および訴訟費用等をお支払いします。
	携行品 損害補償特約	事故(盗難・破損・火災など)により、被保険者が被保険者の住宅外において携行する身の回り品に損害が生じた場合に、被害物の損害額をお支払いします。 ※損害額の算出方法については、特約をご確認ください。

※特約の詳細および記載のない特約については普通保険約款・特約をご確認ください。

賠償責任危険補償特約など、補償内容が同様の保険契約が他にある場合は、補償が重複することがありますのでご注意ください。詳細は7ページの**(1) 特約の補償重複**をご確認ください。

③ 保険金額の設定 契約概要

- 保険金額**の設定にあたっては、次のa.b.にご確認ください。

- お客さまが実際に契約する保険金額については、保険申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。
- 保険金額は引受の限度額があります。保険金額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。なお、傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、次のいずれかに該当する場合、それぞれ同種の**危険**を補償する**他の保険契約等**と合計して、被保険者1名につき1,000万円(注)が上限となります。
 - ・被保険者が保険期間開始時点で満15才未満の場合
 - ・保険契約者と被保険者(15才以上)が異なる契約において、被保険者の同意がない場合(注)当社所定の要件を満たす場合は、3,000万円が上限となる場合があります。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

④ 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

- 保険期間：2年以内で旅行期間に合わせて設定してください。お客さまが実際に契約する保険期間については、保険申込書の保険期間欄でご確認ください。
- 補償の開始：保険期間の初日(始期日)の午前0時。ただし、保険期間が始まった後であっても、被保険者が**旅行行程**を開始する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いしません(セットされる特約にこれと異なる取扱いが記載されている場合を除きます。)
- 補償の終了：保険期間の末日(満期日)の午後12時。ただし、保険期間の途中であっても、住居にお帰りになった時に補償は終了します。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

② 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます(現金によりご契約と同時に全額を払い込むことも可能です)。

ただし、取扱代理店やご契約内容によってはご選択いただけない場合があります。

○:選択できます。×:選択できません。

主な払込方法	月払	一時払
クレジットカード払(売上票方式)	×	○
請求書払	×	○

【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた保険金支払事由に対しては、保険金をお支払いしません。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

保険料払込方法が請求書払の場合は、保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。保険料払込期日の翌月末日までに保険料の払込みがない場合、事故が発生しても、保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

【保険料の払込前に事故が発生した場合の取扱い】

原則として、取扱代理店または当社へ保険料を払い込んでください。当社にて保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

(4) 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務(保険申込書の記載上の注意事項)

注意喚起情報

保険契約者、被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ① 旅行行程中に従事する職業・職務
- ② 同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報
- ③ 旅行行程(旅行先)
家族総合賠償責任危険補償特約または生活用動産損害補償特約をセットしている契約に限りです。
- ④ 国名
条件付戦争危険補償特約(A)、条件付戦争危険補償特約(B)をセットしている契約に限りです。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

5

の事項については、「海外旅行保険サービスガイド(約款)」をご確認ください。
[水色の文字]の用語については、①ページの用語のご説明をご確認ください。


(2) クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)

注意喚起情報

●保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、申込みの撤回または契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。クーリングオフは、右図のような書面でお申出ください。お申出いただける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に、当社「お客さまデスク クーリングオフ係」あて、必ず郵送してください(8日以内の消印有効)。ただし、以下のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

〈ハガキの記載内容〉

表面〔宛先〕

	101-8011
東京都千代田区 神田駿河台 3-11-1 三井住友海上 駿河台新館	
三井住友海上火災保険 株式会社	
お客さまデスク クーリングオフ 係	

裏面〔記載事項〕

①保険契約の申込みを撤回または契約を解除する旨のお申出
②保険契約者住所
③保険契約者署名
④電話番号
⑤契約申込日
⑥申し込まれた保険の種類
⑦証券番号(保険申込書控の右上に記載)または領収証番号
⑧取扱代理店名・仲立人名

●保険期間が1年以下のご契約

●営業または事業のためのご契約

●法人または社団・財団等が締結されたご契約

●質権が設定されたご契約

●第三者の担保に供されているご契約

●通信販売特約に基づき申し込まれたご契約

- 取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。
- クーリングオフのお申出の前に、既に保険金をお支払いする事由が生じていた場合は、保険金をお支払いします。
- クーリングオフの場合には、既にお払込みいただいた保険料はお返しいたします。また当社および取扱代理店・仲立人はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以降に保険料が払い込まれたときは、当社が保険料を受領した日)から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

(3) 死亡保険金受取人

注意喚起情報

- ①特に死亡保険金受取人を定めなかった場合
傷害死亡保険金、疾病死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
- ②死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合
被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
なお、保険契約者と被保険者が異なるご契約を、被保険者の同意のないままに契約されていた場合は、保険契約が無効となります。
- ③ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合
被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等

注意喚起情報

ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①旅行先で従事する職業・職務を変更した場合
- ②旅行先で新たに職業に就いた場合
- ③旅行先で従事する職業・職務をやめた場合
- ④旅行行程(旅行先)が変更となった場合
家族総合賠償責任危険補償特約または生活用動産損害補償特約をセットしている契約に限ります。
- ⑤旅行の経路(国名)が変更となった場合
条件付戦争危険補償特約(A)、条件付戦争危険補償特約(B)をセットしている契約に限ります。

なお、①②のいずれかにおいて、次の「補償対象とならない職業」に該当した場合は、ご契約の引受範囲外となるため、ご契約を解約いただくか、当社からご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

【補償対象とならない職業】

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

ご契約後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更等が必要となります。取扱代理店または当社にご通知ください。

- ①保険証券記載の住所を変更した場合
- ②特約の削除など、契約条件を変更する場合

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

6

 の事項については、「海外旅行保険サービスガイド(約款)」をご確認ください。
【水色の文字】の用語については、①ページの [用語のご説明](#) をご確認ください。

(2) 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

- ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社に速やかに申し出ください。
- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。
 - 解約返れい金を返還する場合、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(3) 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者に解約を求めることができます。この場合、保険契約者は解約しなければなりません。

 被保険者による保険契約の解約請求

 失効について、最低保険料について

その他ご留意いただきたいこと

(1) 特約の補償重複 注意喚起情報

次表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の可否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。^(注)

(注)1 契約のみに特約をセットした場合、契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	海外旅行保険 賠償責任危険補償特約	他の海外旅行保険 賠償責任危険補償特約
②	海外旅行保険 事業主費用補償特約	他の海外旅行保険 事業主費用補償特約

(2) 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

(3) 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

(4) 保険会社破綻時の取扱い 注意喚起情報

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻後3か月間に発生した事故による保険金は100%補償されます。

(5) 個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

(6) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。


- ①当社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(7) 継続契約について

- 保険金請求状況や年齢などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。
- 当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

(8) 事故が起こった場合

事故が起こった時は、三井住友海上ライン、取扱代理店または当社にご連絡ください。賠償事故の場合、示談・口約束はしないでください。保険金の請求を行うときは、保険金請求書など、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「海外旅行保険サービスガイド(約款)」の「保険金の請求時にご提出いただく書類」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

 **事故が起こった場合の手続き(当社へのご連絡等、保険金の請求時にご提出いただく書類)、代理請求人制度**

(9) ご契約内容確認事項(意向確認事項)

保険契約がお客さまのご希望にそった内容であることを確認するために必要な事項です。また、特に重要な項目について保険申込書に正しくご記入されていることを確認するための事項にも該当します。以下についてもれなくご確認ください。

- この書面、パンフレット、保険申込書等を確認し、「今回お申込みの保険契約」が次の点で、お客さまのご希望にそった内容となっていることをご確認ください。万一、ご希望と異なる内容になっている場合は、必ず取扱代理店または当社までご連絡ください。

補償が重複する可能性のある特約については、ご契約の要否をご確認ください。

- ①保険の種類、補償内容・セットしている特約
- ②保険金額 ③保険期間
- ④保険料の額・保険料払込方法、配当金の有無
- ⑤被保険者の範囲

- 次の項目について保険申込書の記入が正しいかご確認ください。万一、正しくない場合は、必ず取扱代理店または当社までご連絡ください。

⇒ 次の項目は適切な条件でご契約をお引受したり、保険金を適切にお支払いするために正確な記入が必要な項目です。

- ①被保険者が「旅行行程中に従事する職業・職務」欄
- ②被保険者の「生年月日」・「性別」欄
- ③被保険者が現在病気にかかっているか・いないかの回答
- ④「他の保険契約等」・「保険金請求歴」欄

契約内容登録制度

〈保険に関する相談・苦情・お問い合わせは〉

三井住友海上お客さまデスク

0120-632-277 (無料)

【受付時間】 平日 9:00~20:00
土日・祝日 9:00~17:00
(年末・年始は休業させていただきます)

〈万一、事故が起こった場合は〉

取扱代理店または三井住友海上ラインまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

三井住友海上ライン

0120-365-240 (無料・日本語受付)

海外からは**81-3-3497-0915**へコレクトコールでおかけください。

〈指定紛争解決機関〉 **注意喚起情報**

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 **そんぽADRセンター**

0570-022-808 (ナビダイヤル(有料))

【受付時間】 平日 9:15~17:00
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
電話受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)
http://www.ms-ins.com

● ご相談・お申込先